農 地 等 使 用 貸 借 契 約 書

　貸主及び借主は，農地法の趣旨に則り，この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

　この契約書は、２通作成して貸主及び借主がそれぞれ１通を所持する。

　令和　　年　　月　　日

 賃主（以下甲という。） 住　所

 氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

 賃主（以下乙という。） 住　所

 氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

１　使用貸借の目的物

　　甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表１に記載する土地その他の物件を無償で貸与する。

２　使用貸借の期間

⑴　賃貸借の期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　年間とする。⑵　甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の１年前から６か月前までの間に、相手方に対して更新しな

　い旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

３　契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には使用貸借契約を解除

　するものとする。

４　修繕及び改良

⑴　目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところに

よる。

⑵　目的物の修繕は甲が行なう。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕につい

ては乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知っ

たにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙

が行なうことができる。

⑶　目的物の改良は乙が行なうことができる。

⑷　修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表２に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

5　経常費用

⑴　目的物に対する租税は、甲が負担する。

⑵　かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。

⑶　農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。

⑷　租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表３に定めるもののほかは、その公課

等の支払義務者が負担する。

⑸　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

６　目的物の返還及び立毛補償

⑴　使用貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 　　日以内に、甲に対して目的物

を返還する。

　⑵　乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた

場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、原状回復しなければならない。この場

合において、乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するため

に要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。

　⑶　契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙

の請求により、これを買い取る。

８　この使用貸借契約に付随する権利または義務

９　契約の変更

　　契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記し、農業委員会にその旨を通

　知するものとする。

10　その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表１　土地その他の物件の目録等

|  |  |
| --- | --- |
| 土地その他の物件の表示 | 備　考 |
| 大字 | 字 | 地番 | 地目（種類） | 面積（数量） |  |
|  |  |  |  |  |  |

別表２　修繕費または改良費の負担に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修繕または改良の工事名 | 貸主及び借主の費用に関する支払い区分の内容 | 借主の支払額についての貸主の償還すべき額及び方法 | 備　　考 |
|  |  |  |  |

別表３　公課等負担に係る特約事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公課等の種類 | 負担区分の内容 | 備　　考 |
|  |  |  |

（記載要領）

１　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

２　契約の目的物は別表１に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

　　　土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番、地目又は種類、面積及び数量を記載してください。

　　　「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して貸与している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

３　「農地を適正に利用していない」とは、農地法第４条及び第５条に違反しているもの、農地法第32条第１項第１号に該当する場合等とします。

４　使用貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表２に記

載してください。

５　経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表３に記載してください。

６　「使用貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この使用貸借契約に附随する権利義務に関す

る契約がある場合に記載してください。